

第 18 号議案

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の件
神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例
(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第1条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成5年10月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表第1（第2条関係）			
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車	
[略]	[略]	[略]	
神戸市長田北町駐車場	[略]	普通自動車及び自動二輪車	
[略]	[略]	[略]	
別表第2（第3条関係）			
名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市荒田公園駐車場	午前5時から午後11時まで	午前5時から午後12時まで	
神戸市和田岬駅前駐車場	午前6時30分から午後11時まで	午前6時30分から午後12時まで	
神戸市長田北町駐車場	午前7時から午後10時まで	午前7時から午後11時まで	
[略]	[略]	[略]	
別表第3（第5条関係）			
名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	[略]
神戸市荒田公園駐車場		入車の時から30分を経過するまでには150円、入車から30分を経過した後には10分につき50円	810円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

改正前			
別表第1（第2条関係）			
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
神戸市長田北町駐車場	[略]	普通自動車	
[略]	[略]	[略]	
別表第2（第3条関係）			
名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	
神戸市和田岬駅前駐車場	午前7時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで	
神戸市長田北町駐車場			
[略]	[略]	[略]	
別表第3（第5条関係）			
名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸 駅南駐車場	[略]	[略]	[略]			
神戸市荒田 公園駐車場	1,650円相 当の回数駐 車券 1,50 0円	午前7時か ら午後10時 まで 17,3 10円	月曜日から金 曜日までの午 前7時から午 後10時まで 14,260円	午前0時から 午前8時まで 及び午後8時 から午後12時 まで 9,170円		19,350円
[略]						

備考 [略]

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸 駅南駐車場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]

備考 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第2条 神戸市立路外駐車場条例(昭和42年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置	使用の対象
[略]	[略]	[略]
神戸市立花隈駐車場	[略]	普通自動車及び自動二輪車
[略]	[略]	[略]

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮 北ブロック、南 駐車場 ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,530円
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあっては25分につき200円	2,040円
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置	使用の対象
[略]	[略]	[略]
神戸市立花隈駐車場	[略]	普通自動車
[略]	[略]	[略]

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮 北ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,530円
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあっては25分につき200円	2,040円
南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,020円
	日曜日及び土曜日並びに休日		1,530円
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第3条 神戸市立路外駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p style="text-align: center;"><u>神戸市駐車場条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>道路交通の円滑化を図るため、本市が設置する駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定される路外駐車場及び道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場(以下単に「駐車場」という。)</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 駐車場法に基づき、<u>路外駐車場を設置し、その名称及び位置は別表1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>道路法第24条の2第1項に基づき</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>神戸市立路外駐車場条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が設置する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>道路交通の円滑化を図るため、駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づき、駐車場を設置する。</u></p> <p>2 <u>駐車場の名称及び位置は、別表第</u></p>

駐車料金を徴収する自動車駐車を設置し、その名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(使用の対象)

第3条 駐車場の使用の対象となる自動車は、普通自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)及び自動二輪車(同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)とし、各駐車場での対象は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(駐車場の供用等)

第4条 駐車場の供用日は1月1日から12月31日までとする。

2 駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、第12条の規定により駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は駐車場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定による

1のとおりとする。

(使用の対象)

第3条 駐車場の使用の対象となる自動車は、別表第1のとおりとする。

(駐車開始及び終了の時間)

第4条 駐車を開始できる時間及び駐車を終了できる時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

供用日若しくはその時間（以下「供用時間」という。）又は前項の規定による受付時間を変更することができる。

4 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公表するものとする。

（使用の期間及び駐車制限）

第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。

2 [略]

（利用料金）

第6条 市長は、指定管理者に駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第5項に規定する回数駐車券及び第7項に規定する定期駐車券の料金を言う。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 一時駐車料金の額は、普通自動車及び自動二輪車については別表第3

（使用の期間）

第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の駐車を終了できる時間までを限度とする。

2 [略]

（駐車料金の額等）

第6条 駐車場の駐車料金の額は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあつては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあつては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあつては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき410円とする。

2 普通自動車の1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が別表第3に規定

に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、普通自動車及び自動二輪車の1回の駐車に係る1日の一時駐車料金の1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を定め、一時駐車料金が1日の上限額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を駐車料金とする。

4 前項の上限額は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券を発行することができる。

6 前項の回数駐車券の額は、普通自

する1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を超える日の駐車料金は、当該上限額とする。この場合において、1回の駐車が2日以上にわたるときは、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

3 市長は、必要があると認めるときは、別表第4に規定する額の回数駐車券を発行することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、1月につき、普通自動車にあつては別表第4に規定する額の、自動二輪車にあつては6,110円の定期駐車券を発行することができる。

5 前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

6 前各項の規定にかかわらず、駐車

自動車及び自動二輪車の一時駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを
変更しようとするときも、同様とする。

7 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

8 前項の定期駐車券の額は、1月につき、普通自動車及び自動二輪車にあっては別表4に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを
変更しようとするときも、同様とする。

9 指定管理者は、前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車の特
定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

10 市長は、第2項、第4項、第6項及び第8項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公表するものとする。

場を有効に活用するために必要があると市長が認めるときは、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券に係る料金又は定期駐車券に係る料金の額は、前各項に規定する額を超えない範囲内において規則で定める。

(駐車料金の徴収)

第7条 駐車料金は、自動車を駐車した者から駐車を終了した時に徴収す

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次に掲げる普通自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する普通自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する普通自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な普通自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する普通自動車

エ 次号に掲げる普通自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の会合そ

る。ただし、前条第3項の回数駐車券又は同条第4項の定期駐車券による料金については、その発行の時に徴収する。

(駐車料金の減免)

第8条 次に掲げる自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車

エ 次号に掲げる自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の会合その他の活動へ

の他の活動への定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要があると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する普通自動車 利用料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する普通自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する普通自動車であってその介護者が運転するもの

(ア)～(ウ) [略]

2 前項第1号エの規定による利用料金の免除又は前項第2号の規定による利用料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 指定管理者は、既納の利用料金を返還しない。ただし、定期駐車券

の定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要であると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する自動車 駐車料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの

(ア)～(ウ) [略]

2 前項第1号エの規定による駐車料金の免除又は前項第2号の規定による駐車料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

(駐車料金の返還)

第9条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、定期駐車券又は回数駐車

又は回数駐車券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる。

(駐車の拒否)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1)～(3) [略]

第10条 [略]

(引取りの請求等)

第11条 市長は、第5条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により承認を受けた期間を超えて駐車場に駐車されている普通自動車及び自動二輪車(以下この条において「自動車」という。)があるときは、当該自動車の所有者または当該自動車に係る使用者(以下「所有者等」という。)に対し、当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長及び指定管理者は、前項の請求を行うために必要な限度において、駐車場に駐車されている自動車について、必要な調査を行うことができる。

(指定管理者の指定等)

券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1)～(3) [略]

第11条 [略]

(供用の休止)

第12条 市長は、補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に行わせるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2～4 [略]

第13条 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、市長の定める日から施行する。

第13条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 駐車料金の徴収、減額及び免除に関する業務

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条第3項及び第4項、第10条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条 [略]

附 則

この条例は、市長の定める日から施行する。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第2条 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条第2項及び第3項、第9条、第11条第2項の規定の適用については、第4条第2項中「第12条の規定により駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と

する。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは、駐車場を利用する者は、指定管理者不在時等開始時の直前の第6条第2項、第4項、第6項及び第8項の承認に係る利用料金の額を、使用料として市に納付しなければならない。

3 前項の使用料については、指定管理者不在時等期間は、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

4 第2項の使用料は、指定管理者不在等期間は、規則に定めるところにより、全部又は一部を返還することができる。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後

第3条による改正前

別表第2（第2条、第3条関係）

別表第2（第4条関係）

名称	位置	使用の対象
神戸市神戸駅南駐車場	神戸市中央区東川崎町1丁目市道神戸駅裏線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目市道西出高松前池線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市長田北町駐車場	神戸市長田区北町3丁目県道神戸明石線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町4丁目市道若松線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町市道舞子駅北線路面下	普通自動車及び自動二輪車

名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市立三宮駐車場	北ブロック ク 南ブロック ク	終日
神戸市立花隈駐車場	午前7時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで
神戸市立湊川公園駐車場	で	で
神戸市立鈴蘭台駐車場		
神戸市立細田駐車場	終日	終日
神戸市立新長田駐車場		

別表第3（第6条関係）

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額	自動二輪車（1日1回）
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
神戸市立三宮南ブロック駐車場	北ブロック、	月曜日	30分につき250円	1,530円
	南ブロック	金曜日まで（休日を除く。）		
		日曜日及び土曜日並びに休日		1,830円
神戸市立花隈駐車場		月曜日	30分につき250円	1,300円
		金曜日まで（休日を除く。）		410円

名称	駐車料金			1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
神戸市立三宮南ブロック駐車場	北ブロック、	月曜日	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時まで	1,530円
	南ブロック	金曜日まで（休日を除く。）	あつては60分につき100円、午前7時から午後10時まで	
		日曜日及び土曜日並びに休日	あつては15分につき100円	
		日曜日及び土曜日並びに休日	あつては60分につき100円、午前7時から午後10時まで	2,040円
			あつては25分につき200円	

	く。)			
	日曜日及び 土曜日並び に休日		1,400円	
神戸市立湊川公園駐車場		30分につき200円	1,020円	410円
神戸市立鈴蘭台駐車場		1時間につき225円	1,020円	
神戸市立細田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市立新長田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市神戸駅南駐車場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき200円	1,220円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日			
神戸市荒田公園駐車場		30分につき150円	810円	310円
神戸市和田岬駅前駐車 場	特定日以外 の日	30分につき150円	1,020円	310円
	特定日		1,500円	
神戸市長田北町駐車 場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき150円	1,020円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日		510円	
神戸市新長田駅前駐車 場		30分につき150円	1,020円	310円
神戸市舞子駅前駐車 場		30分につき150円	810円	310円

	日			
神戸市 立花隈 駐車場	月曜日 から金 曜日ま で(休 日を除 く。)	15分につき100円	1,020円	
	日曜日 及び土 曜日並 びに休 日			
神戸市 立湊川 公園駐 車場		15分につき100円	1,020円	
神戸市 立鈴蘭 台駐車 場		駐車を開始した時から45分を経過するまでにあつては150円、 駐車を開始した時から45分を経過した後にあつては10分につ き50円	1,020円	
神戸市 立細田 駐車場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時までにあ つては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあつ ては30分につき100円	810円	
神戸市 立新長 田駐車 場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時までにあ つては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあつ ては30分につき100円	810円	

備考

1、2 [略]

3 この表において「特定日」とは、御崎公園催事時で指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

別表第4（第6条関係）

名称	普通自動車定期駐車券	自動二輪車定期駐車券
	1月当たりの駐車料金	1月当たりの駐車料金
神戸市立三宮駐北ブロック、南ブロック	44,500円	6,110円
神戸市立花隈駐車場	43,200円	6,110円
神戸市立湊川公園駐車場	27,500円	6,110円
神戸市立鈴蘭台駐車場	20,370円	
神戸市立新長田駐車場	15,280円	
神戸市神戸駅南駐車場	30,560円	4,580円
神戸市荒田公園駐車場	19,350円	4,580円
神戸市和田岬駅前駐車場	20,370円	4,580円
神戸市長田北町駐車場	19,350円	4,580円
神戸市新長田駅前駐車場	20,370円	4,580円
神戸市舞子駅前駐車場	15,280円	4,580円

備考

1、2 [略]

別表第4（第5条関係）

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金				
		昼間	平日昼間	夜間	全日	
神戸市北ブロック 立三宮 駐車場	3,300円相 当の回数 駐車券 3,000円 5,500円相 当の回数 駐車券 5,000円	27,500円 相当の回 数駐車券 (普通自 動車に限 る。)	午前7時か ら午後10時 まで	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後10 時まで 22,410円	35,650円	
			午前7時か ら午後10時 まで 30,560円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後10 時まで 22,410円		
神戸市立花 隈駐車場	22,000円 相当の回 数駐車券 20,000円		午前7時か ら午後12時 まで 20,370円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後12 時まで 14,260円	午前0時か ら午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま で 14,770円	34,630円
神戸市立湊 川公園駐車 場			午前7時か ら午後8時 まで 23,430円	月曜日から金 曜日まで の午前7時 から午後8 時まで 15,280円	午前0時か ら午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま	27,500円

				で 12,220円	
神戸市立鈴 蘭台駐車場	16,500円 相当の回数 駐車券まで 15,000円	午前8時から 午後8時 まで 17,310円		午前0時から 午前8時 まで及び午 後8時から 午後12時ま で 11,200円	20,370円 (月曜日 から金曜 日までの 日のみ使 用できる ものにあ っては、 14,260円)
神戸市立細 田駐車場	11,000円 相当の回数 駐車券まで	午前8時から 午後8時 まで	月曜日から金 曜日の午		12,220円
神戸市立新 長田駐車場	10,000円	10,190円	前8時から午 後8時まで 8,150円		15,280円

備考 [略]

備考 [略]

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の廃止)

第4条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び附則第3条第1項 令和7年8月1日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 次条の規定 公布の日

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(以下「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市荒田公園駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

2 第3条の規定による改正後の神戸市駐車場条例(以下「第3条新条例」という。)の規定を施行するために必要な利用料金の収受、その他必要な行為は、第3条新条例の施行前においても、第3条新条例の例によりすることができる。

(経過措置)

第3条 附則第1条第1号の規定による施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については、当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

2 第3条新条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に神戸市により発行された回数駐車券については、施行

日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

理 由

荒田公園駐車場の移管、料金改定及び利用料金制への変更並びに行政目的が類似する条例を統合する等に当たり、条例を改正する必要があるため。